

富山県新湊マリーナ及び新湊マリーナ緑地の指定管理候補予定者の選定結果について

1 指定管理者を募集する公の施設

- (1) 名称 富山県新湊マリーナ及び新湊マリーナ緑地  
(2) 所在地 射水市海竜町地内

2 指定管理者の募集要項

- (1) 指定管理者に実施させる業務概要
- ① 富山県新湊マリーナ及び新湊マリーナ緑地の維持管理に関する業務
  - ② 富山県港湾管理条例第 25 条に規定する「特定港湾施設」の使用の許可に関する業務
  - ③ 新湊マリーナ施設の利用料金の徴収に関する業務
  - ④ その他仕様書に記載する業務
- (2) 指定期間  
令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（3 年間）

3 公募状況

- (1) 申請者数 1 者  
(2) 申請者 公益財団法人伏木富山港・海王丸財団

4 審査結果

令和 7 年 11 月 4 日（火）に開催した伏木富山港港湾施設指定管理候補者選定委員会において審査した結果、下記のとおり指定管理候補予定者を選定しました。

(1) 審査基準

| 審査基準                               | 審査の視点                                        | 配点ウェイト               |
|------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------|
| 1 県民の平等な利用の確保<br>(条例第 4 条第 1 号)    | ・ 平等な利用の確保                                   | 平等利用が確保されない場合は選定しません |
| 2 公の施設の効用の最大限の発揮<br>(条例第 4 号第 2 号) | ・ 施設設置目的の達成<br>・ サービスの向上による利用の増加<br>と関係者との連携 | 5 0 %                |
| 3 施設の効率的な管理<br>(条例第 4 号第 2 号)      | ・ 施設に係る経費節減策                                 | 2 0 %                |
| 4 公の施設の管理を適正かつ確実にを行うための財産的基礎及び人的構成 | ・ 申請者の財政的基礎及び信用力<br>・ 申請者の人的構成               | 3 0 %                |
| 合 計                                |                                              | 1 0 0 %              |

(注) 条例：富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

(2) 選定理由

| 審査項目<br>申請者      | 1<br>県民の平等な利用の確保 | 2<br>公の施設の効用の最大限の発揮<br>(350 点中) | 3<br>施設の効率的な管理<br>(140 点中) | 4<br>公の施設の管理を適正かつ確実にを行うための財産的基礎及び人的構成<br>(210 点中) | 合 計<br>(700 点中) |
|------------------|------------------|---------------------------------|----------------------------|---------------------------------------------------|-----------------|
| 合格基準点            | —                | 2 1 0                           | 8 4                        | 1 2 6                                             | 4 2 0           |
| (公財) 伏木富山港・海王丸財団 | 適                | 2 5 2                           | 1 4 0                      | 1 5 6                                             | 5 4 8           |

指定管理候補予定者：公益財団法人伏木富山港・海王丸財団

【審査の概要】

申請者が1者であったため、審査基準（1を除く）ごとに配点の6割を合格基準点と設定し、これを上回った場合に、当該申請者を指定管理候補予定者として選定することとした。

- 審査項目1については、県民の平等な利用が確保されていると評価された。
- 審査項目2については、情報発信ツール（HP、SNS、ライブカメラ等）を活用した情報発信に努めているほか、地元漁業関係者等と緊密な連携・調整が期待できる点などが評価された。
- 審査項目3については、県が提示した管理経費と同額の管理経費を提案したことにより、確実な施設管理を実施するものとして評価された。
- 審査項目4については、安定的運営・管理が可能な経営基盤や組織体制が評価された。持続的な人材の確保が課題である。

(総評)

(公財) 伏木富山港・海王丸財団の1者のみの申請となったが、すべての審査項目において申請者が1者の場合における合格基準（6割以上）を満たすとともに、施設を利用して、地元関係者と連携した運営や、利用者へのサービス向上を図る提案がなされており、十分に基準を満たしていると評価された。